

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)
令和6年度 運輸安全マネジメント実施方針

運輸安全管理規程に基づき、下記のとおり当社の令和5年度実施方針を定める。

1 輸送の安全に関する基本方針

落合運送安全方針「輸送の安全を最優先」

- 1) 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- 2) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を経営トップから乗務員までに浸透させ、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- 3) 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性に努める。
- 4) 輸送の安全に関する情報については、ホームページ等において積極的に公表する。

2 社内への周知方法

- 1) 事務所内、待機室内に安全方針を掲示する。

3 輸送の安全に関する目標設定

- 1) 目標事故件数 7件
- 2) 繁忙期(7月、12月、3月)の事故件数3件以下を目指す
- 3) 人身事故ゼロを目指す
- 4) 重大事故(自動車事故報告規則第二条に規程する事故)ゼロを持続する
- 5) 前方不注意・バックでの事故 1 件以下を目指す

4 輸送の安全に関する計画

- 1) 月に一回、乗務員教育指導を実施
- 2) 月に一回、安全会議を開催
- 3) 随時、エコドライブ添乗指導を実施
- 4) 年に一回、社内研修(整備管理者による車両点検研修)を実施
- 5) 年に一回、外部機関との連携による運転適正診断・運転研修・安全講習会の受講
- 6) 定期健康診断を実施(入社時等は、随時実施)
- 7) 6月～11月、安全運転コンクールへの参加

5 輸送の安全に関する令和5年度目標の達成状況

- 1) 目標事故件数 5件→15件(人身事故0件、物損事故15件)達成出来ず
- 2) 繁忙期(7月、12月、3月)の事故件数3件以下を目指す→4件、達成出来ず

- 3) 人身事故ゼロを目指す→0件、達成
- 4) 重大事故(自動車事故報告規則第二条に規程する事故)ゼロを持続する→0件、達成
- 5) 出会い頭の事故・バックでの事故1件以下を目指す→バック事故3件、達成出来ず

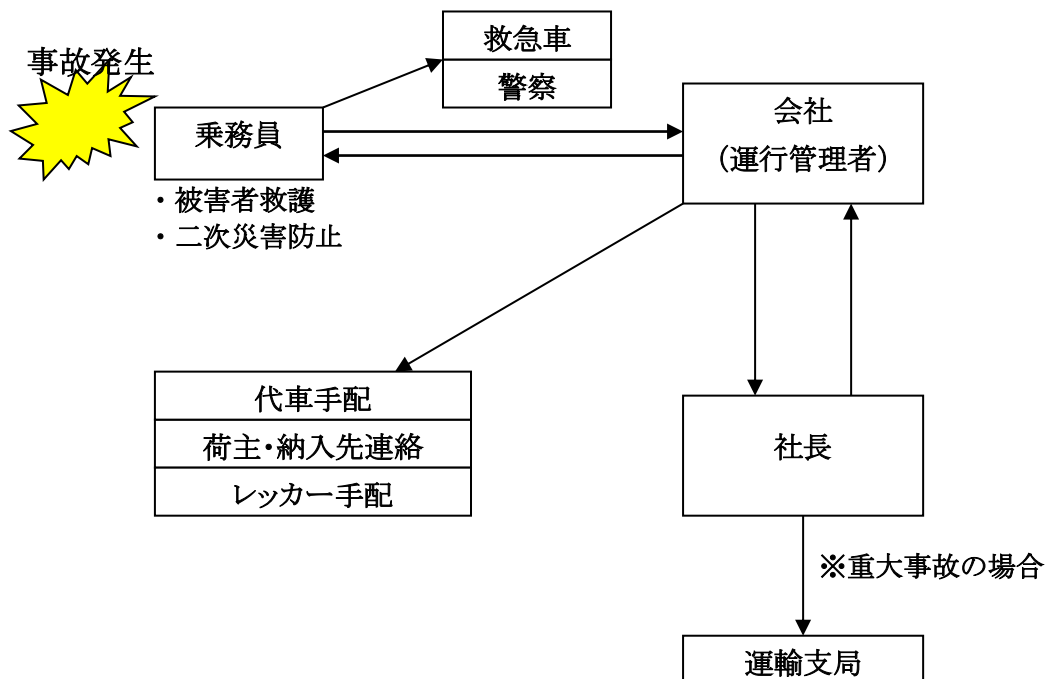
6 自動車事故報告規則に規定する事故・・・0件

7 事故・災害に関する報告連絡体制について

1) 事故に関する報告連絡体制

1. 当事者は人命救助を最優先とし、救急車の手配、救護処置を行う。
2. 警察に通報する
3. 会社に連絡を取り、運行管理者へ報告し指示を仰ぐ
4. 運行管理者はレッカー、台車など必要な手配を行い、荷物の延着など予想される場合は、荷主や納入先に連絡を取り対応する
5. 運行管理者は社長に報告する
6. 重大事故発生時は、運輸支局へ報告する。
7. 当事者が帰社次第、事故に関する調書をとる

2) 事故報告連絡体制



8 安全に関するチェックに関する内部監査

- 1) 運輸安全マネジメントの実施状況等について年1回以上、輸送の安全に関する内部監査を別途定める「運輸安全マネジメント内部監査」の規定に従って実施する。
- 2) 内部監査の結果を踏まえ、輸送の安全確保のために必要な改善に関する適切な方策を検討し、是正措置又は予防措置を適切に講じる

9 情報公開

- 1) 次の事項について、毎年度、ホームページ等を通じて外部に対し公表する。
 - ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標
 - ③ 輸送の安全に関する目標の達成状況
 - ④ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)
 - ⑤ ①～④以外の安全マネジメントへの取り組み
- 2) 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

10 その他輸送の安全に関する取り組みについて

計画にない事であっても、輸送の安全に関わる取り組みであれば、積極的に実施して行く

令和6年4月1日
株式会社落合運送
代表取締役 落合明人